

### 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款（平成28年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたします。

なお、Ⅲ（サービスおよび料金）に定める料金率、69（受電地点への供給設備の工事費負担金）、72（一般供給設備の工事費負担金）および附則11（契約の要件等についての特別措置）に定める工事費負担金の金額ならびに別表3（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

#### (1) Ⅲ（サービスおよび料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	36.58	2.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	73.16	5.42
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	146.31	10.84
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	219.47	16.26
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	365.77	27.09
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	365.77	27.09
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	109.25	8.09

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	218.51	16.19
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	218.51	16.19
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
20(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	194.40	14.40
20(接続送電サービス)(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	124.20	9.20
接続送電サービス契約電流5アンペア	62.10	4.60
接続送電サービス契約電流15アンペア	186.30	13.80
電力量料金		
1キロワット時につき	7.97	0.59
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
20(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	194.40	14.40
20(接続送電サービス)(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	124.20	9.20
接続送電サービス契約電流5アンペア	62.10	4.60
接続送電サービス契約電流15アンペア	186.30	13.80
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.59	0.64

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
夜間時間		
1キロワット時につき	7.30	0.54
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.16	0.83
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
20(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接 続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワッ トにつき	496.80	36.80
20(接続送電サービス)(2)イ(ハ)により接 続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワッ トにつき	372.60	27.60
電力量料金		
1キロワット時につき	6.51	0.48
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
20(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接 続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワッ トにつき	496.80	36.80
20(接続送電サービス)(2)イ(ハ)により接 続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワッ トにつき	372.60	27.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	6.99	0.52
夜間時間		
1キロワット時につき	5.97	0.44
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	14.66	1.09

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	388.80	28.80
電力量料金		
1キロワット時につき	2.51	0.19
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	388.80	28.80
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.81	0.21
夜間時間		
1キロワット時につき	2.00	0.15
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	8.88	0.66
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	307.80	22.80
電力量料金		
1キロワット時につき	1.27	0.09
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	307.80	22.80
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.38	0.10
夜間時間		
1キロワット時につき	1.10	0.08
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	6.32	0.47

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	231.12	17.12
特別高圧で供給する場合	183.60	13.60
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.24	0.24
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.48	0.48
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.48	0.48
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	64.83	4.80
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	64.83	4.80
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	98.83	7.32
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	65.88	4.88
特別高圧で供給する場合	46.44	3.44

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	109.08	8.08
特別高圧で供給する場合	75.60	5.60

- (2) 69(受電地点への供給設備の工事費負担金)および附則11(契約の要件等についての特別措置)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
発電設備からの出力により,当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合 で,これに係る措置として当社が新たに供給設備 を施設するときの工事費負担金		
新増加契約受電電力1キロワットにつき	3,780.00	280.00

- (3) 72(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,000.00	2,000.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	356.40	26.40
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	162.00	12.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	86.40	6.40

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボ ルトで供給する場合	626.40	46.40
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	442.80	32.80
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	237.60	17.60
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワ ットにつき	5,400.00	400.00

(4) 別表3 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.62	0.05
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合	0.31	0.02
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場 合	0.16	0.01